第六目　筆界点の座標値の算出

（筆界点の座標値の算出）

第八十三条の二　筆界点の座標値は、空中写真又は航空レーザ測量データを用いて算出したものを採用するものとする。ただし、補備測量を行つた場合に、対象となつた筆界点については、当該補備測量により得られた座標値を採用するものとする。

第四款　地籍図原図の作成

（地籍図原図の作成）

第八十四条　第七十四条及び第七十五条の規定は、航測法において地籍図原図を作成する場合について準用する。

（点検）

第八十六条　地積測定を行つた場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆（街区境界調査にあつては各街区及び長狭物その他街区外の土地の各筆）の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうかを点検するものとする。

（地積測定成果簿）

第八十七条　地積測定の結果は、地積測定成果簿（街区境界調査にあつては街区面積測定成果簿。以下同じ。）に取りまとめるものとする。

2　地積測定成果簿における地積（街区境界調査にあつては街区面積）は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百分の一未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

第六章　地籍図及び地籍簿並びに街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

（地籍簿案）

第八十八条　（略）

2　前項の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、地籍図原図及び地積測定成果簿に基づいて、必要な事項を記載して作成するものとする。

3　地籍簿案における地積は、次の各号に掲げるところに従つて表示するものとする。

一　（略）

二　宅地及び鉱泉地以外の土地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル以下のものについては、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。

（街区境界調査簿案）

第八十八条の二　前条の規定にかかわらず、街区境界調査を行い、一筆地調査、地籍測量及び街区面積測定を終了したときは、街区境界調査簿案を作成するものとする。

2　前項の街区境界調査簿案は、街区境界調査票、調査図、街区境界調査図原図及び街区面積測定成果簿に基づいて、必要な事項を記載して作成するものとする。

3　街区境界調査簿案における面積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百分の一未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

（地籍図及び地籍簿）

第八十九条　地籍図原図及び地籍簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。

2　地籍図及び地籍簿は、そのままで保管しなければならない。ただし、地籍調査後の土地の異動等については、地籍図及び地籍簿の写し又は電磁的記録を用いて継続的に補正することができる。

（原図の作成）

第八十四条　第七十四条及び第七十五条の規定は、航測法において原図を作成する場合について準用する。

（点検）

第八十六条　地積測定を行つた場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうかを点検するものとする。

（地積測定成果簿）

第八十七条　地積測定の結果は、地積測定成果簿に取りまとめるものとする。

2　地積測定成果簿における地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの千分の一未満の端数を四捨五入して表示するものとする。

第六章　地籍図及び地籍簿の作成

（地籍簿案）

第八十八条　（略）

2　前項の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。

3　地籍簿案における地積は、次の各号に掲げるところに従つて表示するものとする。

一　（略）

二　宅地及び鉱泉地以外の土地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル未満のものについては、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。

（新設）

（地籍図及び地籍簿）

第八十九条　原図及び地籍簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。

2　地籍図及び地籍簿は、そのままで保管しなければならない。ただし、地籍調査後の土地の異動等については、地籍図写及び地籍簿写又は電磁的記録を用いて継続的に補正するものとする。